3　自動車の登録及び検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一　変更登録の申請と自動車検査証の変更記録の申請を同時に行う場合の申請書（当該申請に係る自動車の所有者と使用者が同一の場合であつて、所有者の住所又は使用の本拠の位置のみの変更に係るものに限る。）	（略）
二　移転登録の申請と自動車検査証の変更記録の申請（使用者の氏名若しくは名称又は施行規則第三十五条の四第一項第二号から第四号までに掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）を同時に行う場合の申請書	（略）

4　第三項に定めるもののほか、自動車の検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、第二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一　自動車検査証の変更記録の申請書（当該申請に係る自動車の所有者と使用者が同一の場合であつて、所有者の住所又は使用の本拠の位置のみの変更に係るものに限る。）	（略）
二　自動車検査証の変更記録の申請書（使用者の氏名若しくは名称又は施行規則第三十五条の四第一項第二号から第四号までに掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	（略）
三　（略）	（略）

（検査対象軽自動車の検査等に関する申請書等の様式）

第三条　検査対象軽自動車の検査及び軽自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置（第四条第二項において「検査対象軽自動車の検査等」という。）に関する次の表の上欄に掲げる申請書、届出書及び請求書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一　（略）	（略）
二　（略）	（略）
三　自動車検査証又は自動車予備検査証の変更記録の申請書（使用者の氏名若しくは名称又は施行規則第三十五条の四第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更がある場合に限る。）	
四　（略）	
五　自動車検査証又は自動車予備検査証の変更記録の申請書（軽諸元欄事項に変更がある場合に限る。）（第三号の申請と同時に申請する場合であつて、軽自動車検査協会により軽諸元欄事項の記録が電磁的記録で作成された自動車について申請を行う場合を除く。）	（略）

3　自動車の登録及び検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一　変更登録の申請と自動車検査証の記入の申請を同時に行う場合の申請書（当該申請に係る自動車の所有者と使用者が同一の場合であつて、所有者の住所又は使用の本拠の位置のみの変更に係るものに限る。）	（略）
二　移転登録の申請と自動車検査証の記入の申請（施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）を同時に行う場合の申請書	（略）

4　第三項に定めるもののほか、自動車の検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、第二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一　自動車検査証の記入の申請書（当該申請に係る自動車の所有者と使用者が同一の場合であつて、所有者の住所又は使用の本拠の位置のみの変更に係るものに限る。）	（略）
二　自動車検査証の記入の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	（略）
三　（略）	（略）

（検査対象軽自動車の検査等に関する申請書等の様式）

第三条　検査対象軽自動車の検査及び軽自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置（第四条第二項において「検査対象軽自動車の検査等」という。）に関する次の表の上欄に掲げる申請書、届出書及び請求書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一　（略）	（略）
二　（略）	（略）
三　自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項に変更がある場合に限る。）	
四　（略）	
五　自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（軽諸元欄事項に変更がある場合に限る。）（第三号の申請と同時に申請する場合であつて、軽自動車検査協会により軽諸元欄事項の記録が電磁的記録で作成された自動車について申請を行う場合を除く。）	（略）